

羽村市告示第 113 号

羽村市介護保険規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山

羽村市規則第 28 号

羽村市介護保険規則の一部を改正する規則

羽村市介護保険規則の一部を改正する規則

羽村市介護保険規則（平成１２年規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項中「第９条」を「第９条第２項」に改め、同条第３項各号列記以外の部分中「第９条」を「第９条第１項」に改める。

付則に次の１条を加える。

（令和７年度税制改正に伴う保険料の減免）

第６条 令和８年度における条例第９条第１項第５号の規定による特別な事由があると認められるときについては、第２２条第２項の規定によるほか、第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに次の各号のいずれにも該当する者がいる場合又は第１号被保険者が次の各号のいずれにも該当する者である場合とする。

（１） 条例付則第１１条の規定により令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされた者

（２） 令和７年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者

２ 前項の規定に該当する場合における法第１４２条及び条例第９条第１項の規定による保険料の減免については、第２２条第３項第３号の規定にかかわらず、条例付則第１１条の規定を適用した場合の保険料の額と、前項の規定に該当する世帯主又は世帯員にあつては同条第１項の規定を、前項の規定に該当する第１号被保険者にあつては同条第２項の規定をそれぞれ適用しないものとした場合の保険料の額との差額を減免するものとする。

３ 前項の保険料の減免は、条例第９条第２項ただし書の規定により、申請によらず行うことができるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の羽村市介護保険規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。